

令和3年12月20日

(お知らせ)

## 環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、大成・日本国土特定建設工事共同企業体及び同企業体構成員並びに鹿島・東急・飛島特定建設工事共同企業体及び同企業体構成員に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

経理課 課長：岩田 成実

課長補佐：百目木 康一

TEL:024-573-7386

024-573-7246

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所
1	大成・日本国土特定建設工事共同企業体	(代表者 大成建設株式会社) 東京都新宿区西新宿 1-25-1
2	大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿 1-25-1
3	日本国土開発株式会社	東京都港区赤坂 4-9-9
4	鹿島・東急・飛島特定建設工事共同企業体	(代表者 鹿島建設株式会社) 東京都港区元赤坂 1-3-1
5	鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂 1-3-1
6	東急建設株式会社	東京都渋谷区渋谷 1-16-14
7	飛島建設株式会社	東京都港区港南 1-8-15

2 指名停止措置期間：令和3年12月20日 ～ 令和4年1月19日

3 指名停止措置の範囲：福島地方環境事務所管内

### 4 事実概要

本年8月24日、環境省の除去土壌等輸送工事を請負っている大成・日本国土特定建設工事共同企業体が、鹿島・東急・飛島特定建設工事共同企業体が請負い運営管理している受入・分別処理施設へ除去土壌を搬入した際、輸送車両に積載した大型土のうから漏水が発生し、施設場内に飛散した漏出物を回収せずに雨水排水路へ流出させ、またこの事案について環境省の監督職員への報告を2ヶ月余り怠っていたものである。

### 5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」という。）別表1第4号に該当する。

本件については、それぞれ1ヶ月の指名停止措置を行うものである。

#### 措置要領別表1第4号

措置要件	期間
(契約違反) 4. 第2号に掲げる場合のほか、自発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内